

氏名	SUNTHARA Teerawut
学位の種類	博士（言語学）
学位記番号	博乙第2840号
学位授与年月日	平成29年7月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	日本語の連体化従属節の研究

主査	筑波大学 教授	博士（言語学）	杉本 武
副査	筑波大学 教授	Ph.D.（言語学）	竹沢幸一
副査	筑波大学 教授	博士（言語学）	沼田善子
副査	筑波大学 教授	博士（言語学）	矢澤真人
副査	筑波大学 准教授		橋本 修

論文の要旨

本論文は、日本語の連体化従属節の構造とその成立条件について論じたものである。日本語では、「露天風呂に入って」のような従属節が「露天風呂に入ってから飲酒」などのように連体化する現象があるが、「お金に困ったから」のような従属節が「*お金に困ったからの自殺」のように連体化しないこともあり、どのような従属節でも連体化できるわけではない。本論文は、従属節の階層性を見直すとともに、名詞句内の構造を分析することによって、この成立条件を明らかにしようとしたものである。

従来、日本語の従属節の研究においては、南不二男のA類、B類、C類の従属節の階層性を始めとして、田窪行則氏による南の階層性の修正、生成文法における従属節の生起とその認可に関する研究などが行われてきた。一方、従属節の連体化については、上述の「露天風呂に入って」のような「～テ」を中心とした分析が行われているのみで、その包括的な研究はなく、また、A類の従属節が連体化できるのに対して、C類の従属節が連体化できないことは示されてはいるものの、B類の従属節については、連体化できるものとできないものがあるにもかかわらず、その全体像や、その違いは明らかにされていなかった。本論文は、B類の従属節の中で、連体化できるものとできないものの違いを明らかにし、それと従属節の階層性とを関連づけた上で、連体化従属節と他の要素との語順の制約、および、主名詞の違いによる語順の制約を明らかにするものである。

本論文では、以下のような課題が設定される。

【課題①】：連体化従属節の成立の可否を統一的に把握できる説明を提案すること。

【課題②】：「NPノ」と「NPガ」の相違がどのように連体化従属節の成立に影響を与えるか。

【課題③】：「NPノ」を伴うことが関わる述語性名詞のタイプによる制約を明らかにし、課題①で扱う連

体化従属節の成立の制約との関係性を捉えること。

本論文は、以下の 6 章から構成される。

- 第 1 章：序論
- 第 2 章：連体化従属節の成立の諸問題
- 第 3 章：従属節の分類と連体化
- 第 4 章：連体化従属節の位置
- 第 5 章：連体化従属節の語順の制約
- 第 6 章：結論

第 1 章では、本論文の目的と構成が示される。

第 2 章では、従属節に関する先行研究および従属節の連体化に関する先行研究を概観した上で、先行研究における問題点を指摘し、上述の本論文の課題が示される。

第 3 章では、B 類従属節でも連体化できるものと連体化できないものの違いが論じられる。まず、モダリティの前に現れる節に時制の対立があるかどうかなどにに基づき、モダリティが時制対立型（「～ヨウダ」など）、ル形型（「～ベキダ」など）、無時制型（「～ソウダ」（徴候）など）に分けられる。この分類と従属節がモダリティのスコープの中に入るかどうかに基づき、連体化できる B 類従属節は不定形節内に、連体化できない B 類従属節は定形節内に生起することが指摘される。そして、従属節の生起位置の相違に基づき、構造的に（生成文法における）CP 領域内に生起する B 類と C 類の従属節は連体化できないのに対して、それより下位の領域内に生起する A 類と B 類の従属節は連体化できることが主張される。

第 4 章では、連体化従属節の名詞句内における生起位置が論じられる。連体化従属節においては主語の「N ガ」と「N ノ」の置き換えが可能であるが、これには関係節の「ガ・ノ」交替における他動性制約がかからないことから、両者が異なる現象であり、「N ガ」が連体化従属節に埋め込まれているのに対し、「N ノ」は埋め込まれておらず、主名詞の修飾語であることが指摘される。そして、名詞句内の要素の語順の制約に基づき、連体化従属節が「N ノ」に後続するのが基本語順であり、「N ノ」に先行するのは派生語順であることが明らかにされる。連体化従属節の基本語順に基づき、連体化した B 類従属節が連体化した A 類従属節と同様に主名詞に近い階層に生起することを論じた上で、連体化従属節は、主名詞に向かって右詰めの状態で成立することが主張される。

第 5 章では、名詞句中で連体化従属節の生起する位置の制約から、名詞句内の構造が論じられる。まず、主名詞の非対格性に基づき、連体化従属節は、外項の「N ノ」と語順が変えられるが、内項の「N ノ」に後続できないことを指摘した上で、内項の「N ノ」と主名詞の間に生起できる連体化従属節とできない連体化従属節の違いについて考察される。次に、益岡隆志による従属節の機能の観点から、内項に後続できる連体化従属節は、格成分・様態成分であるのに対し、できないものは状況成分であること、さらに、従属節の階層性の上で、格成分・様態成分が A 類であるのに対して、内項と主名詞の間に生起できない状況成分は B 類であることが明らかにされる。これらに基づき、B 類の連体化従属節は、内項と主名詞から構成される、A 類に相当する名詞句中に生起しないことが主張される。

第 6 章では、本論文の議論をまとめ、今後の課題および展望について述べられる。

審査の要旨

1 批評

本論文は、従来、十分には取り上げられることのなかった連体化従属節を包括的に分析したことに特徴がある。従来、一部の従属節が取り上げられるだけで、B類従属節に関しては連体化できるものとできないものがあるとだけされていたものを、多くの従属節について現象を観察した上で、それが、従来は指摘されていなかった、B類従属節に階層性の異なる二つのタイプのものがあることによる違いであることを明らかにした点は、独自の成果である。A類従属節については、従来、田窪行則氏によって、二つのタイプのものがあることが指摘されており、本論文での知見はそれと軌を一にするものでもあり、両者の知見をもとに、従属節の階層性を再検討する契機になるものでもあると言える。

また、本論文は、従属節の連体化の成否のみならず、連体化従属節の生起する名詞句中における、連体化従属節と他の要素との関係（語順および派生関係）についても検討を行い、外項と内項の違い、従属節のタイプの違いに基づき、その生起位置を明らかにし、それによって文の構造と名詞句の構造に並行する部分と並行しない部分があることを示したことは、従来の研究にはないものである。この点においては、今後の名詞句の内部構造の研究に対して、多くの示唆を与えるものであると考えられる。

以上のように、本論文は、従属節の階層性の研究、および名詞句の構造の研究を結びつけるものとなっており、連体化従属節の研究にとどまらず、広い射程範囲を有するものとなっている点も高く評価できる。

しかしながら、いくつかの問題も見出される。一つは、データの問題である。例文によっては、連体化の可否に内省のゆれのあるものが見られる。例文の判定については、複数の母語話者の判定に従っているが、文法性の判断には様々な要因が関わる。その点の考慮が十分でない部分があり、データの吟味がさらに必要などところである。もう一つは、分析、議論の展開の問題である。第5章においては、連体化従属節の語順の制約の説明に、時間関係、文らしさ・従属度などの側面から考察がなされ、最終的には、A類、B類の従属節の違いによる生起位置の違いに還元されることになるが、それらの関係が明らかになっていない。これらの側面は、それぞれの階層の従属節の性格として、ある程度相関するものと考えられるが、それらの関係が十分に考察されてはいないのである。

ただし、一つ目の問題は、分析、結論を大きく変えさせるものではなく、個々の従属節の取り扱いの精密化に関わるものであり、今後、さらにデータを精査することによって、解消できるものと考えられる。また、二つ目の問題は、それぞれの階層の従属節がどのように特徴づけられるのかという、従属節の階層性に関する本質的な問題であり、今後、連体化従属節に限らず、従属節自体の研究の中でさらに解明されていかれるべき問題であると考えられる。このような点で、上記のような問題も、むしろ本論文の発展性を示すものであり、本論文の価値を何ら損なうものではない。

2 最終試験

平成29年5月18日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究所論文審査等実施細則」第10条(1)に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。